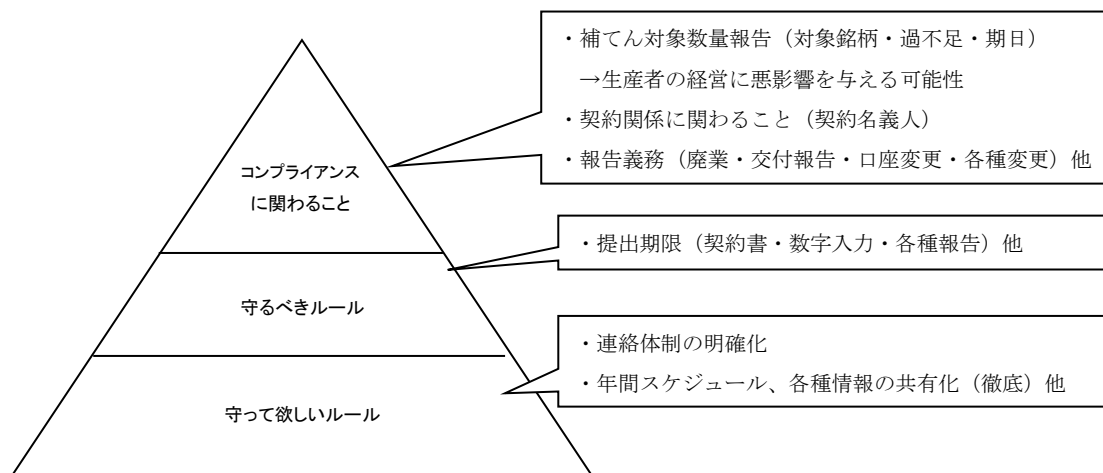


配合飼料安定基金を取り扱う上での心得について

I. 配合飼料安定基金はルールに基づいた制度です。

- ・配合飼料安定基金（全農基金）の運営は県連・県JA・全農・（独）農畜産業振興機構・農林中央金庫を正会員とした一般社団法人全国配合飼料供給安定基金により行われています。
- ・安定基金業務は定款ならびに業務方法書で定められたとおりに行わなければなりません。
- ・基金はその行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他機関との緊密な連絡のもとにその業務を効率的、かつ、効果的に運営するものと規定されています。
- ・特に異常基金の補てん財源はその半額を国が助成しており、誤った支出は重大な問題となります

II. 業務の重要性・重大性に関する認識



- ・安定基金業務はその運用方法により重大なコンプライアンス違反につながるケースがあります。業務はルールに基づき行うことを徹底し、担当者任せでなく、所属長の管理の下で行う必要があります。
- ・所属長は安定基金の制度・業務内容を十分把握したうえで契約から補てん交付までの一連の流れに責任を持つ必要があります。

III. 安定基金業務実施上の心得

- (1) 誤った処理は系統組織の存続を脅かす
- (2) 誤った処理は相手先経営へ悪影響を与える
- (3) 誤った処理は配合飼料推進の妨げになる